

長野市建設工事における電子納品実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市が発注する建設工事の書類作成簡素化及び工事事務効率化を図るため、しゅん工書類の電子納品について、実施方法等を定めるものとする。

(定義)

第2 「長野市建設工事における電子納品（以下「電子納品」という。）」とは、最終成果となる書類を電子データで納品することをいう。

(対象工事)

第3 電子納品の対象工事は、契約金額が200万円を超える工事のうち、受注者が工事書類を電子納品で提出することを希望し、工事担当課の所属長が認めたものとする。

(電子納品とする書類)

第4 電子納品の対象となる工事の成果品は共通仕様書に規定される次の各号に定めたものとする。

- (1) 図面 平面図、縦・横断面図、展開図、構造図等、工事施工に関するもの
- (2) 工事写真 着手前、しゅん工、施工過程、出来形管理等、工事施工に関するもの
- (3) 情報共有システム協議資料

2 前項について、各号のいずれかを選択することも可能とする。

(経費の取り扱い)

第5 電子納品に掛かる費用は工事費の諸経費（共通仮設費）に含むものとする。

(運用に関する手引き)

第6 電子納品に関する運用については、別に定める「工事書類の電子納品に関する運用の手引き」及び「電子納品のフロー」による。これに定めのない事項については、発注者と受注者が協議し定めるものとする。

(協議確認事項)

第7 電子納品の実施にあたり、発注者と受注者が確認すべき事項を協議し決定する。

- (1) 着手前協議は、工事の着手前に電子納品の対象書類やデータファイル形式について協議するとともに、データのバックアップ体制について確認する。
- (2) 納品前協議は、電子成果品による円滑な検査が実施できるようチェックシート等により確認し納品する。

(納品媒体)

第8 電子媒体はCD-Rを基本とする。

(ウイルスチェックの確認)

第9 受注者は、電子納品前にウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認する。

(工事完成図書の提出部数)

第10 電子データを含めた建設工事のしゅん工書類の提出部数は以下のとおりとする。なお、電子媒体ラベルの記載項目については、工事名、工事場所、受注者の名称を含むものとする。

- (1) 電子媒体(CD-R)

(2) 紙媒体の提出書類

- ア 「着手前」、「完成（しゅん工）」の写真 1 部
- イ 施工協議により電子媒体で提出するものの他に、紙媒体による提出が必要と定めた書類 1 部

2 前項の部数を超える場合は、工事費の諸経費（共通仮設費）に別途計上することができる。
（電子納品による検査）

第 11 電子納品の成果品によるしゅん工検査は、以下のとおりとする。ただし、検査に必要があると判断した場合はこの限りでない。

- (1) 書類検査は、電子データの閲覧により行うことを原則とするが、検査において、必要性があると判断した場合に限り、紙媒体で提出する。
- (2) 現場検査では、出来形等の確認ができるよう、受注者がデータ入力済みのパソコン機器を設営し、データ閲覧に伴うパソコン機器の操作は主に受注者が行うものとする。なお、現場検査が悪天候により、データ閲覧による検査ができない状況となる場合は、別途、検査員と協議する。
- (3) 前項の規定による検査に要する費用は、受注者の負担とする。

（電子納品となる管理基準等の準用）

第 12 土木系工事の電子成果品に係る基準類は、次の各号による。

- (1) 長野市建設工事共通仕様書 「Ⅰ 土木工事編」、「第 1 編共通編」、「第 1 編 総則」、「第 1 章 総則」、「1-1-1-28 施工管理」、「8. 記録及び関係書類」
- (2) (1)に包含する「土木工事施工管理基準」、「8 その他」、「(1) 工事写真」
- (3) (2)に包含する「写真管理基準」、「(工事写真の整理法)」

2 前項の電子納品を行うにあたり、参考とするべき基準は次の各号による。

- (1) 工事完成図書の電子納品要領（国土交通省）
- (2) CAD製図基準（国土交通省）
- (3) 電子納品運用ガイドライン（各編）（国土交通省）
- (4) デジタル写真管理情報基準（国土交通省）

3 建築系工事の電子成果品に係る基準類は、監督員協議とする。

（適用）

第 13 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 14 この要領による規定は、令和 8 年 10 月 1 日以降に当初契約をする工事に適用し、令和 8 年 10 月 1 日より前に当初契約をした工事は、長野市建設工事における電子納品の試行要領を適用する。ただし、令和 8 年 10 月 1 日より前に当初契約をした工事であっても、発注者と受注者の協議が整った工事については、本要領の適用を受けることができるものとする。